

熊本市のごみ収集の変遷

昭和42年	戸別ごみ箱方式からステーション袋(定日定路線袋収集)方式に移行
昭和43年	定期収集の無料化
昭和45年	「一般ごみ」の週2回収集、「不燃物」の月1回収集を実施
昭和47年	「粗大ごみ」の年2回収集を開始
昭和48年	市内全域において、「一般ごみ」の定期収集、「不燃物」の月1回収集を実施
昭和55年	「あきびん・あきかん」の月1回の分別収集を開始(補助事業として)
昭和59年	「あきびん・あきかん」の収集日に「乾電池」の分別収集を開始。
昭和61年4月	「もえるごみ」を週3回、「もえないごみ」・「大型ごみ」を月2回同時収集とする。 「あきびん・あきかん」収集を月2回収集とする。 「あきびん・あきかん」収集に「段ボール」、「なべ類」、「自転車」を追加する。
昭和63年4月	「あきびん・あきかん」収集に「古着」を追加し、「段ボール」に「新聞」、「雑誌」を含める。
平成2年4月	「あきびん・あきかん」を「資源ごみ」と名称変更。
平成4年4月	「資源ごみ」の「段ボール」、「新聞」、「雑誌」を分別排出に変更。 「資源ごみ」に、「雑がみ(チラシ・包装紙など)」を追加。
平成5年10月	透明ごみ袋の導入(平成6年1月から透明ごみ袋以外でのごみ出しを禁止。)
平成6年4月	「資源ごみ」の「雑誌」と「雑がみ(チラシ・包装紙など)」を「雑誌など」に統合。
平成8年1月	市の施設に紙パック回収ボックスを設置
平成10年4月	「もえるごみ」を「燃やすごみ」に名称変更。 「もえないごみ」を「埋立ごみ」に名称変更。 「資源ごみ」を「資源物」に名称変更。 「雑誌(チラシ・包装紙・紙箱)」を「その他の紙」に名称変更。 「新聞」に折り込みチラシを含める。 週3回の「もえるごみ」収集を週2回の「燃やすごみ」収集へ変更。 「資源物」収集品目のうち「新聞・折り込みチラシ」、「段ボール」、「その他の紙」の収集を分離し、 新設して週1回収集する「紙」の収集品目とする。 月2回の「資源物」収集品目に、「ペットボトル」を追加。
平成13年4月	家電4品目(テレビ、洗濯機、エアコン、冷蔵庫)を「市が収集しないごみ」とする。
平成13年10月	「大型ごみ」の事前申込制(戸別収集・有料)の実施。 「資源物」収集品目のうち「ペットボトル」の収集を分離して月2回の収集日を新設する。
平成14年4月	市の施設14箇所に白色トレイ回収ボックスを設置(4総合支所、10市民センター)
平成16年4月	パソコンを「市が収集しないごみ」とする。 「市が収集しないごみ」の家電4品目に冷凍庫を追加する。
平成21年4月	「市が収集しないごみ」の家電4品目に液晶テレビ、プラズマ式テレビ、衣類乾燥機を追加する。
平成21年10月	家庭ごみ有料化の開始(「燃やすごみ」と「埋立ごみ」) 市の施設等での拠点回収の品目に「使用済み天ぷら油」、「蛍光管」、「乾燥生ごみ」、「樹木」を追加する。
平成22年4月	「紙」の収集日の分別品目に「紙パック」を追加する。 (市施設等における拠点回収はそのまま継続)
平成22年10月	「プラスチック製容器包装」の週1回の分別収集を開始する。
平成24年4月	市の施設等での拠点回収の品目に「使用済み小型家電」を追加する。
平成25年8月	市の施設等での拠点回収の品目のうち「紙パック」を廃止
平成26年10月	「蛍光管」、「水銀体温計・水銀血圧計」、「ライター」、「ガス缶・スプレー缶」、「乾電池」を 「特定品目」として月2回の分別収集を開始する。
平成27年4月	市の施設等での拠点回収の品目のうち「蛍光管」を廃止し、「使用済み小型家電」の対象品目を13品目から カーナビ、ビデオデッキ等を追加し、29品目へ拡大する。 また、回収日を月2回から週1回(一部を除く)へ増やす。
平成30年4月	市の施設等での拠点回収の品目のうち「白色トレイ」を廃止し、「使用済み小型家電」の回収日を全施設常時 回収に電気かみそり(電気シェーバー)、ICレコーダー等を追加し、41品目へ拡大する。